

第3編

分野ごとの施策・事業

1 確かな学力

【目指す姿】

基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付け、自ら進んでこれらを活用し、新たな学びを創造する学習に取り組んでいます。

1 施策の基本方針

- 1 学習指導の充実を図り、全国トップレベルの学力を目指します。
- 2 一人ひとりの学力を伸ばす指導の充実を一層図ります。
- 3 多様な教育的ニーズをふまえ、グローバル化に対応する子どもを育てます。
- 4 教科や学びの関連性・系統性・連続性をふまえた指導を推進します。
- 5 家庭の教育力を生かす連携や実践を推進します。

2 施策の体系

1 学習指導の充実による全国トップレベルの学力の育成

(1) 意欲的に学習に取り組む授業づくりの積極的な推進

- どの児童生徒も課題と出会って「なぜだろう、どうしてだろう、やってみたいな」と思う瞬間があります。その思いを大切にしながら、児童生徒が課題を解決し、自分の考えをまとめ、表現できるような授業を目指します。
- 「話す、聞く、書く、読む、調べる」といった基本的な学習の仕方に加え、「見通す」「多様な考えを検討する」「まとめる」「振り返る」などの学習の進め方を身に付けさせ、主体的に課題解決ができるようにします。また、共に学び合う場を確保し、どの児童生徒にも学び方が着実に身に付くような指導を繰り返し、「わかる・できる授業」の実現に努めます。

(2) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得する指導の工夫

- 学習の基礎・基本である「読む・書く・計算する・表現する」といった基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることができるよう、校種間、学年間における学習内容の系統性や学び方の連続性を踏まえた指導を進めます。
- 児童生徒の実態を踏まえ、重点的な指導や、単位時間当たりの学習内容の精選など、指導の工夫や充実に努めます。

(3) 思考力・判断力・表現力等をはぐくむ指導の工夫

- 体験から感じ取ったことを表現したり、課題について構想を立てて実践し、評価・改善したり、互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させたりするなど、授業のねらいにせまるために必要で効果的な言語活動を設定し、日々の授業を進めます。

【主要事業(1)～(3)】 学力グレード・アップ事業
学力向上サポート事業
市研究委託事業



市研究委託校での授業

「学力グレード・アップ事業」とは

小学2・4・6年生に対し国語・算数の2教科、中学1・3年生に対しては国語・数学・英語の学力検査（NRT）を実施し、知能との関連で分析を行うとともに、全国学力・学習状況調査についても結果を分析し、児童生徒の学力の実態を総合的・継続的に把握することにより、個に応じたきめ細かな指導や「わかる・できる授業」に向けての指導法の改善に努め、児童生徒一人ひとりの学力を向上させます。

「学力向上サポート事業」とは

各学校における学力検査の分析結果等から見出された課題等の解決のため、児童生徒一人ひとりにきめ細かな学習支援を行うための支援員を学校に配置し、児童生徒の学力向上を図ります。

※ 中学校数学科を中心として、学習支援員・サポーターを配置し、生徒が行う学習のきめ細かなサポート及び学校や教職員の学習指導に係る業務の補佐が行えるようにします。

「市研究委託事業」とは

幼児児童生徒の豊かな育ちを目指した教師の指導力向上及び各学校が抱える教育的課題の解決を図るため、幼稚園、小・中学校に研究を委託し、その成果を各学校・幼稚園に普及します。

【主要事業(1)～(3)】 外国語活動支援事業

英語教育連接推進事業

- 平成23年度より全小学校の5・6年生の子どもたちが、外国語活動を年間それぞれ35時間ずつ学習することになったこと、さらに平成32年度からの小学校5・6学年における外国語活動の教科化、3・4学年への実施拡大等の動きを受け、子どもたちが外国語や外国の文化などに興味をもちながら慣れ親しみとともに、コミュニケーション能力の素地を養うため、外国人や外国での在任経験があり、外国語に堪能な外国語活動支援協力員（EAA: English Activity Assistant）^{※1}を学校に派遣して、指導をサポートしていきます。

「外国語活動支援事業」とは

国際社会に生きる小学生に、外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しみ、興味・関心をもたせたりするなど、国際人として基礎的な資質を育み、コミュニケーション能力の素地を養うために、外国語活動支援協力員（EAA: English Activity Assistant）及び2名の外国人のALT（Assistant of Language Teacher）を小学校に派遣し、年間を通して、外国語活動の充実を支援します。

※1 外国語活動支援協力員（EAA）：小学校外国語活動の時間を中心として取り組む外国語活動（英語活動）を進める教員を補助するため、福島市が雇用し、学校に派遣している非常勤講師

「英語教育連接推進事業」とは

小学校高学年における英語教育の教科化、中学年における外国語活動の導入に伴う指導内容の高度化、授業時数増加に対応できる指導体制の強化を図るとともに、小学校における学習内容の高度化に付随して要求される中学校英語教育の指導体制の強化に対応するため、指導法を工夫し児童生徒の英語力の向上を図ります。



学校の教員と外国語活動支援協力員によるT・Tの授業※1



指導する外国語活動支援協力員

【主要事業(1)～(3)】学校ICT推進事業

- 教育のICT化の推進並びに情報教育の充実に向け、ICT機器を年次計画により導入します。また、新規機器の授業における効果的な活用並びに適正な管理に向けた校内研修の充実を図るとともに、外部研修への積極的な参加を推進し、教師ならびに児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

【主要事業(1)～(3)】小中一貫教育研究推進

- 小中一貫教育研究の推進地区を指定し、9年間の学びの連続性を踏まえたカリキュラム研究や校内体制の構築にかかわる研究を推進します。

【主要事業(1)～(3)】指導委員会研修支援

- 各教科の教職員の代表が指導委員会を組織し、今日的課題に対応する研究や指導技術について研修し、その成果を学校訪問や指導資料により啓発します。

「指導委員会研修支援」とは

各幼稚園、小・中・特別支援学校の学習指導の改善及び学校教育の振興に必要な諸問題について研究実践し、指導資料を作成・提供するとともに、各学校・幼稚園の教育活動への支援と指導力の向上を図り、学校訪問における指導助言を通して授業の質的改善を図るため、学校教育指導委員の研究推進を助成します。

2 一人ひとりの学力を伸ばす指導の充実

(1) 学習活動や学習形態の工夫によるよりよい授業づくり

- 効果的な学習活動や個別指導、グループ別指導などの学習形態の工夫等をとおして、授業実践や保育実践の充実に努め、一人ひとりの幼児児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を進めます。

※1 T・Tの授業：Team Teaching 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式で、授業においては、チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの役割を担います。

(2) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

- 「一人ひとりに自己決定の場を与える」「自己存在感をもたせる」「共感的人間関係を大切にする」という3つの生徒指導の機能を生かした授業を工夫し、共に学び合う学習集団を醸成するとともに、一人ひとりを大切にします。

(3) 学習状況の適切な把握と個別指導や繰り返し指導の充実

- 「学習は個に成立する」といわれます。義務教育9年間の学びの連続性を視野に入れた学習内容の習得状況を常に確かめながら、児童生徒一人ひとりの個性を最大限に尊重し、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導を工夫します。個に即して達成感・成就感を味わわせるために根気強く、繰り返し取り組ませます。

(4) 教育的ニーズに応える支援

【主要事業(1)～(4)】特別支援教育推進事業

- 障がいがあると思われる幼児や特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級に在籍する注意欠陥多動性障がい^{※1}などの発達障がい及び肢体不自由など、心身に障がいのある幼児児童生徒に適切な教育的支援を行い、一人ひとりのニーズに応じた教育を推進します。

【主要事業(1)～(4)】学力グレード・アップ事業（前掲）

学力向上サポート事業（前掲）

特別支援教育ICT推進事業

幼・保・小・中学校接続推進事業

「特別支援教育推進事業」とは

特別支援教育^{※2}が必要な幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育的支援や校内支援体制の整備、充実を図るため、特別支援教育協力員・支援員^{※3}の配置や指導員による巡回相談、研修会等の支援をします。

「特別支援教育ICT推進事業」とは

特別支援学校や特別支援学級にタブレット情報端末を導入し、児童生徒一人ひとりの障がいの実態や特性に応じた指導法の改善に努め、きめ細かな学習支援を進めることで学習意欲の向上と学習内容の定着を図ります。

「幼・保・小・中学校接続推進事業」とは

幼稚園、保育所、小学校、中学校が子どもの連続した成長を見通した指導を展開することにより、とりわけ小一プロブレム^{※4}や中一ギャップ^{※5}と呼ばれる校種間等のギャップを克服することをねらいとし、中学校区を単位に、幼稚園・保育所、小・中学校の教師・保育士同士が指導内容、指導方法等について話し合ったり、幼児児童生徒同士が交流を行ったりします。また、小中一貫教育の推進区を指定し、9年間の学びの連続性をふまえたカリキュラム研究や校内体制の構築にかかる研究を進めます。

※1 注意欠陥多動性障がい：ADHD（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略）と呼ばれ、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい

※2 特別支援教育：障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う教育

※3 特別支援教育協力員・支援員：特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する個に応じた支援を推進するために、福島市が雇用している職員

※4 小一プロブレム：小学校に入学したばかりの児童が授業中にもかかわらず、教師の話を聞かず廊下へ出たり教室をうろうろしたりして授業が成立しないことが数ヶ月継続する状況

※5 中一ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化等になじむことができずに不登校になったり、学力が伸び悩んだりする現象

3 多様な教育的ニーズをふまえ、グローバル化に対応する子どもの育成

(1) 今日の課題に対応した教育の推進とグローバル化への対応

- 【主要事業】 外国語活動支援事業（前掲）
英語教育接続推進事業（前掲）
世界に羽ばたくふくしまっ子育成事業
中学生海外派遣事業
ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業
学校ICT推進事業（前掲）
小中一貫教育研究推進（前掲）
指導委員会研修支援（前掲）

「世界に羽ばたくふくしまっ子育成事業」とは

次世代を担う子どもたちが、多様な人材との交流や講演会等を通して、将来の「夢」と「志」をはぐくみ、これまで以上に意欲的に学校生活を送ることができるよう支援します。

「ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業」とは

市内の全小学校の児童が、体験活動に積極的に取り組み、地域の自然や文化、人々等とふれあうことにより、ふるさと「ふくしま」への思いを深めることができるよう、各学校で特色ある活動を実践します。

4 教科や学びの関連性・系統性・連続性をふまえた指導の推進

(1) 共通する目指す子どもの姿の設定と具現へ向けた取り組みの推進

- 目指す子どもの姿の実現のため、幼稚園、保育所での学び、さらに義務教育9年間の子どもの学習の様子を、指導者同士（幼稚園教諭・保育士・小中学校教員）と保護者等が共有することによって、教育効果を高める工夫をします。

目指す子ども像 — 育てよう未来のたから ふくしまっ子 —

幼稚園

- ・明るく元気に遊ぶ子ども
- ・友達と仲良く遊ぶ子ども

小学校

- ・元気にあいさつや返事ができる子ども
- ・話をしっかり聞き、自分の考えを伝えることができる子ども
- ・相手を思いやり、大切にする子ども

中学校

- ・自他を大切にし、力を合わせて努力する子ども
- ・夢や志を抱き、粘り強く取り組む子ども
- ・感謝の気持ちを持ち、郷土を大切にする子ども

(2) 発達や学びの連続性をふまえた幼・保・小・中の実効ある接続の推進

- 子どもは、連続した「学び」の中で育ち、大人の適切なかかわりの中で、自律的に学ぶようになっていきます。学びの基礎をはぐくむ幼児期から、小・中学校での教科書を用いた系統だった学習を行う児童・生徒期へ、なめらかに移行をさせるために、子どもたちの発達や学びの連続性を意識した教育を推進します。

(3) 教科の特性や子どもの発達の段階に即した学び方の継続的な指導

- 教科の特性を横糸に、子どもの発達の段階を縦糸にして織り上げてきた学び方をより実効あるものにしていくため、実態に応じて繰り返し指導していきます。

(4) 子どもの理解の深化及び指導内容の系統性を生かした指導方法の工夫

- 教科等にかかわる指導内容・指導方法を、幼稚園・保育所・小学校・中学校で共有し、積極的に自園、自校の指導に生かしています。

たとえば、幼稚園では「小学校の生活科、理科、図画工作科の授業」を意識しながら、「季節の植物を利用して作る『色水遊び』」を通して、身のまわりの植物や自然の中にある色彩への関心や疑問を抱かせるように、保育者の適切なかわりを大切にしています。

【主要事業(1)～(4)】 幼・保・小・中学校接続推進事業（前掲）
英語教育接続推進事業（前掲）

5 家庭の教育力を生かす連携や実践の推進

(1) 学習習慣を確立する家庭との連携の強化

- 中学校区の小・中学校において、発達の段階に応じた「学習時間のめやす」や「学習の進め方」などを検討・実践し、9年間を見通した望ましい家庭学習の習慣づくりを促します。

(2) 健全な成長と自立を促す家庭・地域の教育力の活用

- 地域の方と交わすあいさつ、朝ごはんから始まる食生活などの望ましい生活の習慣づくりや、情報通信機器の正しい活用方法の理解と実践など健全な地域の教育環境の維持・改善を図る取組や啓発を進めます。また、子どもの日々の過ごし方を見直し、目的意識を持って生活することができるよう、家庭や地域との連携を図ります。

(3) 家庭や地域の人材・資源の一層の活用

- 地域住民・保護者によるゲストティーチャー^{※1}や学習支援ボランティアを活用し、地域の歴史、文化、伝統、自然等を生かした教材開発や地域の施設を利用するなどして、学校における教育活動の充実を図ります。

(4) 保護者との信頼関係の確立

- 各学校で開催する懇談会や各種通信等の配付を通して、家庭と学校間で、子どもの情報を共有し、特性を理解し合うことにより、子ども一人ひとりの個性やよさを伸ばしていきます。

【主要事業(1)～(4)】 幼・保・小・中学校接続推進事業（前掲）

※1 ゲストティーチャー：学校の先生ではなく外部の人に学校に来ていただき、授業の手助けをしていただく。

<指 標>

指 標 名		現状値 (H26)	目標値 (H32)	説 明
バランスド・アチーバー とオーバー・アチーバー ※1の合計の割合	小学 6 年	92.1%	100%	個に応じたきめ細かな指導により、学力向上への取り組み状況を測る指標です。小学6年生のバランスド・アチーバーとオーバー・アチーバーの合計の割合100%を目指します。
	中学 3 年	85.7%	100%	個に応じたきめ細かな指導により、学力向上への取り組み状況を測る指標です。中学3年生のバランスド・アチーバーとオーバー・アチーバーの合計の割合100%を目指します。

<指 標>

指 標 名		現状値 (H26)	目標値 (H32)	説 明
学力検査における児童生徒の平均偏差値 (小学2・4・6年 中学1・3年)	小 学 校	2年55.3 4年53.4 6年54.0 全体54.2	小学校全体 56.0	授業の充実や家庭学習の習慣化等により、小学校の学力向上の取り組みの状況をはかる指標です。全小学2・4・6年あわせた学力検査（NRT）の平均偏差値が56.0以上となることを目指します。
	中 学 校	1年51.6 3年52.4 全体52.0	中学校全体 55.0	小中学校の円滑な接続、小中学校の学習の充実を図ることにより、中一ギャップの改善や中学校の学力向上の取り組みの状況をはかる指標です。全中学1・3年をあわせた学力検査（NRT）の平均偏差値が55.0以上となることを目指します。

<指 標>

指 標 名		現状値 (H26)	目標値 (H32)	説 明
家庭学習で一定時間以上の学習に取り組む児童生徒の割合 (小学6年、中学3年)	小学 6 年	73.6%	80.0%	家庭学習の習慣化により、自主的な学力向上への取り組みの状況をはかる指標です。 全小学6年生のうち80.0%の児童が、平日に毎日1時間以上の家庭学習に取り組むことを目指します。
	中学 3 年	31.0%	60.0%	家庭学習の習慣化により、自主的な学力向上への取り組みの状況をはかる指標です。 全中学3年生のうち60.0%の生徒が、平日に毎日2時間以上の家庭学習に取り組むことを目指します。

※1 バランスド・アチーバーとオーバー・アチーバー：知能と学力との相関により子どもたちが能力を十分に発揮して学習効果を上げているかどうか分かる指標

- バランスド・アチーバーとは、知能と学力のバランスが取れている状態
- オーバー・アチーバーとは、知能に比べて学力が高い状態
- アンダー・アチーバーとは、知能に見合った学力が発揮されていない状態

2 豊かな心

【目指す姿】

郷土への理解、誇りと自信、将来への「夢」と「志」をもち、望ましい人間関係の中で「独り立ち」に向け、確実に歩んでいます。

1 施策の基本方針

- 1 郷土への理解を深めるとともに、豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動を推進します。
- 2 自己実現を図る教育活動を推進します。
- 3 一人ひとりの内面に根ざした道徳教育を推進します。
- 4 一人ひとりに向き合う支援体制を充実します。

2 施策の体系

1 郷土への理解を深めるとともに、豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動の推進

(1) 多様な教育力を生かした特色ある教育活動の展開

【主要事業】 ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業（前掲）

- 市内の全51校（休校中1校を含む）の小学校を対象に、地域や学校の実態に応じた特色ある教育活動を展開します。

児童が体験活動に積極的に取り組み、地域の自然や文化、人々等とふれあうことにより、ふるさと「ふくしま」への思いを深めることができるよう、下記の分野を参考に各学校で特色ある活動を実践します。

- ・ふくしま市の伝統、文化
- ・ふくしま市の環境
- ・ふくしま市の福祉・健康
- ・ふくしま市の国際理解
- ・ふくしま市の人々の暮らし
- ・ふくしま市のものづくり
- ・ふくしま市のキャリア教育
- ・ふくしま市の食育
- ・ふくしま市の安全教育



ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業

<指 標>

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	説明
児童が体験活動に積極的に取り組み家庭との連携を図りながら、地域の実態に応じた特色ある活動を実施した小学校の割合	79%	100%	アンケートにより、全小学校において、特色ある活動を展開し、実践成果を家庭等に積極的に広報したかどうかをはかる指標です。5年間で推進することを目指します。

【主要事業】 ふくしまの歴史ハンドブックの活用

- 本市の通史や文化財等をまとめたハンドブックを学校教育で活用し、ふるさとに愛着と誇りを持つようにします。

【主要事業】 中学生ドリームアップ事業

- 連続した5日間の職場体験活動（2年生）を中心に、進路指導も含めた中学校1年生での事前指導、中学校3年生での事後指導に系統性と計画性をもたせ、生徒一人ひとりの「夢」と「志」をはぐくむよう、中学校ごとに特色ある教育活動を展開します。



職場体験活動（中学2年生）



職場体験活動（中学2年生）

<指 標>

指標名	現状値（H26）	目標値（H32）	説明
将来の夢や希望の醸成度の評価（中学校）	87.5/100点	90/100点以上	職場体験活動後に実施する学校アンケートにより、夢や希望をはぐくむことができたかをはかる指標です。市内20校による達成値が90点以上になることを目指します。

(2) 豊かな体験活動の推進

- 次世代を担う子どもたちが、多様な人材との交流や講演会等をとおして将来の夢と志をはぐくみ、これまで以上に意欲的に学校生活を送ることができるよう支援します。

【主要事業】 ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業（前掲）

- 中学生ドリームアップ事業（前掲）
- 幼・保・小・中学校接続推進事業（前掲）
- 世界に羽ばたくふくしまっ子育成事業（前掲）
- 子ども議会開催事業

「子ども議会」とは

地域の一員として市政に関心を持ち、地域の形成者としてまちづくりに関わることで、心身ともに健康で人間性豊かな市民として成長することを目的に、市内全ての小学校から代表児童各1名による子ども議会を開催し、代表児童による質問に対し、市長及び部長等が答弁するなど「模擬市議会」を行います。

※1 教育課程：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。



福島市子ども議会

(3) 発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実

- 幼稚園の課題を的確にとらえ、幼稚園や地域の特色を生かした教育課程^{※1}の編成・実施・評価を行うとともに、家庭では体験できない社会、文化、自然などに触れ、幼児の発達に必要な体験が得られるような援助や環境の構成工夫を行い、好奇心や学ぶ意欲を育てます。そのため保護者との信頼関係や生活の連続性を踏まえた家庭との連携、小学校との連携を一層図ります。

2 自己実現を図る教育活動の推進

(1) 自己指導能力の育成を目指す生徒指導の充実

- 自校の児童生徒のよさや可能性、改善を必要とする課題を的確に把握し、実効ある取組により、課題を解決し、個性を生かし伸ばす指導援助に努めます。
- 教育活動のさまざまな場面において、自己選択や自己決定の場面を意図的に設定するとともに、共感的な人間関係を基盤とした温かな学級・学習集団づくりを推進します。

(2) 自己理解を深め、将来の生き方を考えさせる進路指導の充実

- 体験活動をとおして、自分のよさや可能性に気づき、自分らしく生きていこうとする意欲や態度を育てていきます。

(3) 望ましい勤労観や職業観を育てる教育活動の展開

- 手伝いなどをした時に、相手に喜んでもらって「うれしかった」「次もがんばろうかな」「自分は、こんな仕事をしていくのが向いているな」といった勤労観から、職場体験をした後に「自分には、この仕事が向いているな」と思ったけれど、実際に自分の適性と学習状況から比べてみて、もっと違った職種に就いたほうが自分にも、他の人たちにもいいことかもしれない」といった職業観まで考えられる子どもの育成を図ります。

【主要事業(2)(3)】中学生ドリームアップ事業（前掲）

(4) 自己を生かす能力を養う特別活動の推進

- 積極的に学校行事に取り組むことや協力しながら学級生活を送ることなど、望ましい集団活動を通して、自主的・実践的な態度を育てます。また、一人ひとりが正しく判断し行動する力を育てる放射線教育や防災教育を推進します。

【主要事業】放射線教育指導資料の作成、改善と活用

- 福島の実況を踏まえ、放射線に対する正しい知識と理解のもと、児童生徒一人ひとりが正しく判断し、適切に対応することができるよう指導資料の作成・改善と活用を図り、放射線教育を推進します。

【主要事業】放射線教育に関する研修会の実施

- 教職員、保護者等を対象とした放射線に関する研修会を開催し、正しい知識や対応の仕方等についての理解を深め、自らの判断のもと福島で前向きに生きていくことができるよう支援していきます。

【主要事業】放射線教育の授業の実施

- 新たに福島市で作成した「放射線に対する正しい理解と対応」についての学習を各学年、2単位時間、教育課程に位置付けて授業を実施することにより、放射線教育を推進します。また、放射線教育の視点を生かした各教科・総合的な学習の時間等における指導の充実を図ります。

【主要事業】防災教育の推進

- 東日本大震災及びその後の原発事故を受け、各校においては、原子力災害、地震、噴火、水害等、自校の立地条件に対応した、幅広い視点からの防災計画の見直しを図り、より実効性のあるものにします。さらには、福島の子どもたちが、自分の命を守るための正しい知識を持ち、自ら考え、適切に判断し、行動する力を育む防災教育を充実します。

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の推進

【主要事業】特別支援教育推進事業（前掲）

中学校職能開発研究への支援事業

- 障がいのある生徒の社会的な自立をねらいとして、福島市中学校職能開発研究協議会を中心に、学校、事業所、ハローワーク等が一体となり、中学校特別支援学級、特別支援学校卒業生の雇用促進、進路指導に向け、事業所見学等の支援を進めます。

3 一人ひとりの内面に根ざした道徳教育の推進

(1) 道徳的実践^{※1}を促す道徳教育の推進

- 主に「生命を尊重する心」「思いやりのある心」等を重点とし、互いに認め合い、差別や偏見のない思いやりのある心をはぐくむため、道徳やボランティア活動など一人ひとりの人権を大切にされた教育活動を効果的に取り入れます。また、最近社会問題になっているネットいじめ等への対策として、情報モラルの問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについての指導の充実を図ります。

(2) 道徳的実践の場と機会の拡充

- 道徳の時間において、一人ひとりに内面的資質である道徳的実践力^{※2}を育て、その力が発揮できるよう、全教育活動はもとより、家庭や地域社会とより一層連携・協力し道徳的実践の場と機会の拡充を図り、道徳的実践力と道徳的実践を関連付けた道徳教育に取り組みます。

※1 道徳的実践：「人間としてよりよく生きている姿（言動）」であり、内面的な道徳的実践力が基盤となります。学校教育における全教育活動はもとより、家庭・地域での生活すべてが道徳的実践の場となります。

※2 道徳的実践力：「人間としてよりよく生きていく力」であり、一人ひとりが道徳的価値を自分の内面から自覚し、「道徳的実践につながる力」です。道徳の時間は、道徳的実践力を育てることをねらいとしています。

(3) 道徳的実践力を育成する「特別の教科 道徳」の推進

- 道徳教育の一層の充実に向け、小学校で平成30年度（中学校は平成31年度）から全面実施される「特別の教科 道徳」において、「考え、議論する道徳」への授業の質的改善を図り、児童、生徒に自立した人間としてよりよく生きようとする意志や能力をはぐくみます。

4 一人ひとりと向き合う支援体制の充実

(1) 互いに高めあう温かな学級経営

【主要事業】心のケア推進事業

- 学級の満足度を調査・分析し、分析を生かした学級経営を実施することにより、一人ひとりの心の状態に寄り添った温かな学級経営を推進します。
- 学級担任とスクールカウンセラーが「心の授業」を行い、日常ストレス及び災害ストレスへの対処法について学習させ、心の健康支援を行います。
- 市教育実践センターに、スクールカウンセラーを配置することにより、不安やストレスを抱えている幼児児童生徒及び、学校関係者や保護者への助言・支援、カウンセリングの実施、必要に応じて幼稚園や学校への集団づくりを支援します。

【主要事業】スクールソーシャルワーカー活用事業

- 児童生徒・保護者、学校、関係機関等との連絡調整等を図るために、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにします。

(2) 家庭や関係機関との連携を深め、予防と学校復帰への支援を含めた不登校の解決に向けた全校体制による取組

- 児童生徒同士、教師と児童生徒の信頼関係に基づいた心の居場所としての学級づくりや、一人ひとりを大切にしたいわかる授業を一層進め、不登校傾向を生まない教育活動を展開します。
- 不登校児童生徒への共感的な理解を深め初期対応を適切に行うなど、早期発見・早期対応に努めます。

(3) いじめ、問題行動、児童虐待等への的確な対応

- 各校において、「いじめ根絶チーム」等を中心とした全校体制を確立し、実態調査の実施による実態把握と迅速で的確な対応により、いじめを許さない学級・学校づくりに努めます。

また、日常の観察や諸調査等により、子どもの変化を的確にとらえ、関係機関との連携を図りながら、児童虐待や問題行動等の早期発見、早期対応、早期解決に努めます。

【主要事業(1)～(3)】心のケア推進事業（前掲）

スクールソーシャルワーカー活用事業（前掲）

【主要事業(1)～(3)】スクールカウンセラー配置事業

- 不登校児童生徒をはじめとする学校不適応傾向をもつ児童生徒への対応事業として、スクールカウンセラーを配置します。

【主要事業(1)～(3)】子どもハートサポート事業

- 不登校やいじめ、問題行動等の未然防止及び早期発見、早期対応のため小学校に相談員を配置します。

<指 標>

指標名		現状値(H26)	目標値(H32)	説 明
不登校（小・中学校における 年間30日以上の長期欠席） 児童生徒出現率	小 学 校	0.38% ※全国 0.39%	0.30%	児童生徒一人ひとりのよさが生かされ豊かな人間関係を築いているかをはかる指標です。小学校の長期欠席者出現率を0.30%にすることを目指します。
	中 学 校	3.60% ※全国 2.76%	2.60%	児童生徒一人ひとりのよさが生かされ豊かな人間関係を築いているかをはかる指標です。中学校の長期欠席者出現率を2.60%にすることを目指します。

3 すこやかな体

【目指す姿】

児童生徒が心身の健康を意識し、積極的に体を動かし、体力向上に取り組んでいます。

1 施策の基本方針

1. 一人ひとりの体力・運動能力の向上を目指し、健康を意識し進んで運動に取り組む児童生徒の育成と教職員の指導力の向上に努めます。
2. 児童生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図るため、学校体育関係団体との連携に努めます。
3. 心身の健全な成長を図るため、学校保健の充実に努めます。
4. 望ましい食習慣を身につけ、また安全安心な学校給食の提供を図るため、学校給食を活用した食育の推進と給食用食材の検査体制の充実に努めます。

【分野別計画】

・福島市学校給食長期計画

2 施策の体系

1 健康に生活する力の育成

(1) 体力づくりの実践

【主要事業】 新体力テスト実施事業

- 市内の児童生徒を対象に体力・運動能力調査を実施し、体育指導及び教育行政上の基礎資料を得るとともに、各校の課題や取り組むべき方策を明らかにさせた上で児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

<指 標>

指標名	現行 (26年度)		目標値 (32年度)		説明
	全国平均を上回った学年数 (男女別)	割合 (%)	全国平均を上回った学年数 (男女別)	割合 (%)	
新体力テストの 全国平均値達成率	2/18※	11.11%	18/18	100%	全国と本市の結果（体力合計点）を比較し、全学年の男女別平均値が、全国平均値を上回ることを目標とします。

※ (小学校6学年+中学校3学年) × 2 [男女別]

【主要事業】 ふくしま子ども体力アップ推進事業

- 児童・生徒が「身体を動かすことが楽しい」と感じられるような新たな取り組みと専門家の派遣、教職員の指導力の向上等に努めます。



幼稚園への専門家の派遣



専門家による教職員への指導講習

2 学校体育関係団体との連携

(1) 学校体育関係団体の支援

【主要事業】 中学校体育大会等支援事業

- 中学校スポーツ活動を奨励する福島支部中学校体育連盟に対し、引き続き運営費の一部支援を実施することで、組織の安定化を図っていきます。
- 福島支部大会の開催経費や上位大会出場に係る経費の一部を支援することで、児童生徒が競技をしやすい環境整備を図っていきます。

(2) 競技力の向上

【主要事業】 中学校部活動指定事業

- 引き続き、指定校の推薦を行っている中学校体育連盟福島支部と連携を図りながら、指導者の異動も考慮し指定校の選定に取り組むなど、競技力の着実な向上に努めるとともに、高められた競技力の維持・定着化を図っていきます。

3 学校保健の充実

(1) 適切な疾病などの予防対策の実施

【主要事業】 児童生徒健康診断事業

- 定期的に児童生徒の健康診断を実施し、児童生徒が自分の体や健康状態に興味を持ち、将来、自己管理できるよう学校、家庭、医療機関（学校医）等が連携し保健指導に努めます。また、疾病異常が発見された場合には早期に医療機関に繋ぐ等適切な対応を行います。

【主要事業】 学校食物アレルギー対策事業

- 学校生活管理指導表による食物アレルギーを持つ児童生徒の把握を行います。
また、研修による食物アレルギーに関する正しい知識の習得とアナフィラキシーショック^{*1}などの緊急時に適切な対応ができるよう学校長をはじめ学級担任、養護教諭等を中心とした体制づくりに努めます。

^{*1} アナフィラキシーショック：主にアレルギーの原因となる食物を食べることにより、短い時間のうちに呼吸困難や血圧の低下、意識障害などを引き起こし、生命に危機を与える過敏反応。

(2) メンタルヘルス対策事業などの推進

【主要事業】精神科医等専門医相談事業

- 心の健康問題や軽度の発達障がい等をもつ児童生徒に対し、プライバシーに配慮し、精神科医による適切な心の健康支援を行います。

4 学校給食の充実

(1) 給食施設・設備の充実

【主要事業】学校給食センター整備事業

- 福島市学校給食長期計画^{※1}に基づき、狭あいで老朽化した学校給食センターの整備や衛生管理の充実、効率的な運営などを図ります。

(2) 給食内容・指導の充実及び家庭や地域との連携

【主要事業】学校給食を中心とした食育推進事業

- 福島市食育推進計画^{※2}に基づき、子どもたちの望ましい食生活を実施していく力（食べる力）をはぐくむため、学校給食を「生きた教材」として活用しながら、学校教育の中で食に関する指導を体系的・継続的に行うとともに、地元生産者等の人材活用を図ります。また、保護者に対し給食だよりなどによる食に関する情報の発信に努めます。



学級担任と栄養教諭のT. Tの授業



小学校での食に関する授業



給食時間の様子

※1 福島市学校給食長期計画：平成17年2月策定。学校給食に係る施設整備、効率的運営のあり方等に関する長期計画。（平成27年度改定）

※2 福島市食育推進計画：平成22年3月策定。食育に関する取り組み等食育の推進を図るための計画。（平成26年度改定）

【主要事業】 学校給食における地産地消推進事業

- 子どもたちや保護者が地域の生産や文化等に興味関心を持つよう、安全を確認した地場農産物や郷土に伝わる料理を取り入れた学校給食の提供に努めます。また、生産者に対し学校給食のニーズに合った農産物の生産と安定的な供給を地元農業団体、市農政部と連携し要請していきます。



給食試食会の様子



福島市産米を使用した給食

【主要事業】 学校給食まるごと検査事業

- 安全で安心できる学校給食を提供するため、学校給食で使用する食材の放射性物質測定を継続して実施し、給食用食材の安全性確保と測定結果の情報提供に努めます。



食品内放射能測定器



放射性物質測定の準備

4 教育環境

【目指す姿】

子ども一人ひとりが適切な学習環境の中、よさや個性を発揮し、充実した学校生活を送っています。

1 施策の基本方針

- 1 教職員の資質向上と指導力の充実を図る研修を推進します。
- 2 より豊かな学びを促す学習環境を整備します。
- 3 安全で安心な教育環境の整備・充実と有効活用を図ります。
- 4 園・学校運営の充実と活性化を図る学校評価を推進します。

【分野別計画】

- ・福島市小中学校等施設耐震化推進計画

2 施策の体系

1 教職員の資質向上と指導力の充実を図る研修の推進

(1) 教職員の研修

【主要事業】市教育実践センター研修機能の充実

- 市教育実践センターの設置目的の一つに、「教職員の専門職としての研修を深め、その資質・能力の向上を図る」ことが掲げられています。その中核を担っている市教育実践センターにおける研修の質及び内容等の充実を図ります。



教育実践センター

<指 標>

指 標 名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	説 明
市教育実践センター希望講座参加率	50.6%	100%	教職員が、福島市の研修施設を活用して、自らを研鑽していくための目標値です。悉皆研修を除く、希望講座に、1年間に1人1回以上の参加を目標にします。

(2) 教職員の指導力の向上と今解決が求められている教育課題への対応

【主要事業】教職員研究補助

- 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校における各種研究団体に補助を行い、今日的教育課題等に対する研究を推進し、教職員の資質向上を図ります。

【主要事業】教職員研究事業（前掲）

2 より豊かな学びを促す学習環境の整備

(1) 子どものよさや個性を伸ばす学習環境の整備・充実

- 個に応じた学習ができるように教材・教具や学校の校舎・校庭等の環境整備に取り組みます。

(2) より豊かな学びを促す学習環境の有効活用

【主要事業(1)(2)】学校規模適正配置計画事業

- 幼児児童生徒一人ひとりにとってよりよい教育環境の整備・充実に向け、社会の変化に対応した市立学校・幼稚園の在り方を、適正規模・適正配置の視点から総合的に検討します。

【主要事業(1)(2)】学校図書館図書整備事業

- 文部科学省が定める「学校図書館図書標準」を目標とし、読書活動や調べ学習に効果的な図書について、児童生徒の興味・関心や指導に有効な図書等の観点から購入を進め、図書の整備の充実に取り組みます。

【主要事業(1)(2)】学校司書配置事業

- 児童生徒の読書活動や学習への支援、学校図書館を活用した教育の充実を図るため、人的な環境整備の一貫として学校司書を配置し、校長の指揮監督の下に、司書教諭または、学校図書館に関する業務を担当する教員の指示を受け、学校図書館の管理的な業務や図書資料の貸出、及び読み聞かせや図書資料の紹介等の業務を行います。



学校司書配置事業



学校司書配置事業

【主要事業(1)(2)】学校ICT推進事業（前掲）

- 情報教育を推進するため、ICTを授業等において有効に活用できるよう年次計画により機器の導入を図ります。また、新規機器の管理についての校内研修の充実と外部研修への積極的な参加を推進します。



図書館での読書活動



ICTを活用した授業

3 安全で安心な教育環境の整備・充実と活用

(1) 学校施設の計画的な整備

【主要事業】校舎等耐震補強事業

- 学校は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時の避難場所として重要な役割を担っています。「福島市小中学校等施設耐震化推進計画」に基づいて、優先度の高い建物から計画的に耐震化に取り組みます。

【主要事業】福島養護学校の整備

- 施設の老朽化、狭隘化、バリアフリー化への対応が喫緊の課題となっていることから、早期の環境改善を図ります。



耐震補強した校舎

<指 標>

指 標 名	現状値 (H26)	目標値(H32)	説 明
校舎等の耐震化率 (幼稚園、特別支援学校を含む)	67.7%	95%	児童生徒の安全で安心な教育環境の整備状況をはかる指標です。 校舎等の耐震化の早期完了を目指します。

(2) 犯罪・事故の未然防止（抑止）および緊急時の対応の充実

【主要事業】児童用防犯ブザー購入事業

- 小学生に防犯ブザーを配付し、犯罪の未然防止（抑制）及び緊急時の対応のための事業を進めます。（小学校全1年生に配付）

【主要事業】通学路合同点検

- 通学路の安全確保のため、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携し、通学路の安全点検を定期的に実施します。

(3) 保護者負担軽減と私学振興への支援

【主要事業】私立学校運営費等補助

- 私立学校等における教育の振興と保護者の経済的な負担を軽減するとともに、私立学校等の健全で安定的な運営に資することを目的に補助金を交付します。

【主要事業】就学援助・就学奨励

- 経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。

【主要事業】奨学資金給与事業

- 経済的理由により高等学校への就学が困難であると認められる生徒に対し、奨学金を給付します。

4 園・学校運営の充実と活性化を図る学校評価の推進

(1) 自己評価、学校関係者評価の改善・充実

- 地域住民の方々に地域の代表として学校運営へ参画していただく学校評議員会を推進するとともに、コミュニティ・スクール等の研究を進め、地域の教育機関としてより開かれた学校づくりに努めます。